

(タイトル) 博士論文事件

【事件の概要】

表現に選択の幅があることをもって、当該表現の創作性を肯定した原審の判断を取り消した事案

【事件の表示、出典】

H22.5.27 知財高裁平成22年(ネ)第10004号 著作権侵害確認等請求控訴事件  
知財高裁平成22年(ネ)第10011号 同附帯控訴事件  
(原審・東京地裁平成18年(ワ)第2519号事件)  
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

2条1項1号

【キーワード】

著作物、創作性

1.事実関係

被控訴人兼附帯控訴人(Y)は、控訴人兼附帯被控訴人(X)の研究室に所属する大学院生であった。

Yは、Xの指示のもと、論文原稿(英文)を執筆し、Xによる添削・加筆修正を受け、第1論文を平成14年8月頃に完成させた(題名「An fMRI study on common neural correlates of reading aloud and writing to dictation」。訳「音読と書き取りに共通の神経的相関についての機能的磁気共鳴画像研究」)。なお、同論文は、未だ公表されていない。

Yは、研究を継続し、自ら実験を実施して、第1論文とは異なる論文(英文)を作成し(題名「Neural correlates of phoneme-to-grapheme conversion」。訳「音素から書記素への変換に関する神経的相関」)、学術雑誌に発表した。

Xの主張は次のとおり。

- ・第1論文は、XとYとの共同著作物である
- ・第2論文の作成、発表行為は、第1論文の著作者(共有者)である原告の合意(64条1項、65条2項)に基づかずにした複製、翻案、改変及び公表に当たる
- ・よって、Yの行為は、Xが第1論文について有する(共有する)著作権及び著作者人格権を侵害する。

原審は、Xが主張する第1論文の一部表現について著作物性を肯定し、Yの行為は、原告の有する（共有する）複製権及び公表権を侵害すると認定した。

これに対して、Xが控訴し、Yが附帯行使した。

## 2.争点

創作性

## 3.裁判所の判断

裁判所は、第1論文がXの共同著作物にあたるか否かについての判断を留保した上で、原審が第1論文中、創作性があると認定した表現につき、その全ての創作性を否定した。

そこで、別紙対比表1の2ないし4の第1論文該当箇所における、同第2論文該当箇所との表現が共通する部分、又は似通っていると原告が主張する部分について検討する。

第1論文該当箇所の表現は、専ら、対象となる現象を正確かつ客観的に記述、伝達する観点から、ごく普通に選択されたものであると解され、また、叙述方法や配列の点で格別の特徴があるとは認められない。そのような諸点を総合すると、各英文記述部分は、著述者の個性が現れた表現とはいえず、創作性があると認めることはできない。

例えば、「Abstract」の章における「対比表1の2」に示された表現部分に関する裁判所の判断は次のとおり。

第1論文	第2論文
意味： これら2つの変換、書記素－音素および音素－書記素変換の神経基盤については、 <u>少ししか知られていない。</u>	意味： 音素－書記素変換の神経的基盤については、 <u>少ししか知られていない。</u>
<b><u>Little is known about the neural substrate of these two conversions、grapheme-to-phoneme and phoneme-to-grapheme conversions.</u></b>	<b><u>Little is known about the neural substrates of the phoneme-to-grapheme conversion.</u></b>
裁判所の判断： 第1論文の当該表記部分は、事実を端的に、ごく普通の構文を用いた英文で表記したものであって、全体として、個性的な表現であるということとはできず創作性はなく、また表現の本質的な特徴部分も認められないから、第2論文該当箇所は、第1論文該当箇所を複製したものであるということとはできず、また翻案ということもできない。	

また、第1論文の「Discussion」の章（論文の研究によって得られた研究結果に基づいて結論に至ったプロセスを論証し、考察する項目）に関しても創作性はないと判示した。

さらに、表現の「選択の幅」を根拠とした創作性に関するXの主張に対して、次のとおり判示した。

この点について、原告は、「Discussion」には、多数の書き方が存在するから、第1論文の当該表記部分は、創作性を有すると主張する。しかし、ある内容を表現するに当たり、他の表現の選択が可能であったとしても、そのことから、当然に、当該表記部分に創作性が生じると解すべきではなく、創作性を有するためには、表現に個性が発揮されていることを要する。第1論文該当箇所は、いずれも、語句の選択、順序、配列を含めて格別の個性の発揮された表現であるということとはできないから、原告の主張は理由がない

例えば、「Discussion」の章における「対比表2のC」に示された第1論文の表現に関する裁判所の判断は次のとおり。

第1論文
意味： <u>この領域は書字の中枢として永く提唱されてきたエクスナー領に近い。その領域への損傷は文字の失読－失書を生ずる。失読－失書においては、書記素－音素および音素－書記素変換が障害された。</u>
<b><u>This area is close to the Exner's area which has long been proposed as the center for writing.</u></b> <b><u>Lesions to the region induce alexia with agraphia for letters in which grapheme-to-phoneme and phoneme-to-grapheme conversions were disturbed.</u></b>
裁判所の判断： 第1論文の当該表記部分は、当該領域位置とその損傷が失読－失書を生じ、書記素－音素及び音素－書記素変換が障害されるとの事実を専門的な用語を用いて、ごく普通に表現したものであって、創作的表現であるとはいえない。 第1論文の当該表記部分は、事実を端的に、ごく普通の構文を用いた英文で表記したものであって、全体として、個性的な表現であるということとはできず創作性はなく、また表現の本質的な特徴部分も認められないから、第2論文該当箇所は、第1論文該当箇所を複製したものということとはできず、また翻案ということもできない。

#### 4.検討

本件は、英語で表現された文章の著作物性について判断しためずらしい事案である。

知財高裁は、X主張に係る箇所の著作物性を全て否定したが、その理由としては、“事実を端的に、普通の構文で表現している”ことを挙げている。

Xが著作権による保護を求める表現が、小説の文章ではなく、論文中の表現であることから、“事実を端的に、普通に表現している”ことは当然である。したがって、かかる規範

に従えば、他の論文であっても、その1つ1つの文章について、全て著作権が発生すると解することは困難であろう。

また、本件判決では、“普通の構文で表現”を理由として創作性がないと認定しているところ、日本語の文書であれば、感覚的・直感的に判断することが可能であっても、本件のように英語で表現された文章では、その判断は困難であると思われる。したがって、英語表現に造詣が深い裁判官と、そうでない裁判官とでは判断が異なる事態が生じるであろう。（例えば、英語表現に詳しい裁判官にとっては、このような構文は普通用いないとして、創作性ありと判断することもありうる。）

なお、本判決は、“普通の構文”であるか否かを主観的に判断すれば足りることを当然の前提としていると解されるが、説得的な判断を行うことが望まれる。本判決では触れられていないものの、Yとしては、この手の論文において、同種表現が普通に用いられていることについての立証を行ったものと思われることから、これらについても引用することにより、“普通の構文”に該当することを説得的に説示するべきである。

創作性の判断については、「**他の表現の選択**」が可能であったとしても、そのことから、当然に、当該表記部分に創作性が生じると解すべきではなく、創作性を有するするためには、**表現に個性が発揮**されていることを要する。」と判示し、「表現の選択の幅」と「個性」とは異なる内容のもの、つまり、「表現の選択の幅」がありさえすれば、「個性」があり、「創作性」があると結論付けることは誤りであることを明らかにした。

なお、「著作権法」（中山信弘）では、「創作性概念を、思想・感情の流出物としての個性ではなく、『表現の選択の幅』と捉えるべきであろう。即ちある作品に著作権を付与しても、なお他の者には創作を行う余地が残されている場合に、創作性があると考えべきである」（52～53頁）とし、「表現の選択の幅」をメルクマールに「創作性」を判断すべきであるとの見解が示されている。

（氏名 井上 義隆）